



宮崎県自殺対策行動計画(第4期計画)の概要

～誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して～

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

令和2年度末で現計画が満了することから、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、第4期計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ 自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき策定

3 計画の期間 令和3年度から令和5年度までの3年間

4 計画の目標 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) 現状(令和元年) 17.8人 → 目標(令和5年)15.7人以下

第2章 本県における自殺の状況等

1 本県における自殺の状況

- ・令和元年の自殺者数は190人と、ピーク時の平成19年から約52%減少している。
- ・令和元年の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は17.8人と、減少傾向にあるものの、一貫して全国を上回っており、都道府県別では全国ワースト8位となっている。
- ・令和元年における自殺者は、約4人に3人が「男性」であり、年代別では「70歳代」、次いで「60歳代」及び「80歳代」の順である。
- ・また、年代別死因順位は、「10歳代」から「30歳代」で自殺が死因の1位である。
- ・自殺者の原因・動機別は、「健康問題」の割合が最も多く、次に「経済・生活問題」となっている。なお、「健康問題」の内訳では「うつ病」をはじめとする精神疾患が過半数を占めている。(自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているといわれている。)
- ・自殺者の職業別の割合は、「無職者」が最も高く、その内訳では「年金・雇用保険等生活者」の割合が最も高くなっている。
- ・自殺者の約70%は同居人がおり、約20%が過去に自殺未遂歴を有している。

2 心の健康に関する県民意識調査(令和2年度)

- ・県民の約4人に1人が過去に自殺を考えている。
- ・心配や悩みなどに耳を傾けてくれる相手としては、同居の家族が最も多いが、40歳代及び50歳代の男性の約2割は相談相手がいない。
- ・よく眠れない日が2週間以上続いた場合、60歳以上ではかかりつけ医を受診するのに対し、20歳代から40歳代までは医療機関を受診しない傾向がある。
- ・心の悩みの相談先に関する情報は、60歳未満は主にインターネットから、60歳以上は家族や友人等の身近な人から得るとしている。
- ・6割弱の方が、心の健康状態に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、感染に関することや、生活習慣の変化に関するなどがその原因となっている。

第3章 今後の取組の方向性等

- ・自殺者数は減少傾向にあり、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)も全国の減少率を上回るペースで改善されていることから、県を挙げて取り組んできたこれまでの総合的な取組に一定の成果があったものと思われる。
- ・しかしながら、自殺死亡率は依然として高い水準にある。
- ・今後、これまでの総合的な自殺対策を着実に推進するとともに、最新の自殺の傾向やこころの健康に関する県民意識調査等で明らかになった次の課題に対する取組を強化する。

- (1) 子ども・若者に対する支援 ～SOSの出し方に関する教育の推進 等
- (2) 働き盛り世代の男性に対する支援 ～職場におけるメンタルヘルス対策の推進等の周知 等
- (3) 高齢者層に対する支援 ～多重の見守りの推進 等
- (4) 生活困窮者等に対する支援 ～自立相談支援機関等とこころの健康相談窓口との連携促進 等
- (5) うつ病の早期発見・早期治療の促進 ～かかりつけ医と精神科医との連携強化の推進 等
- (6) 自殺未遂者の支援 ～救急医療機関や精神科医療機関等を対象にした研修会の開催 等
- (7) 市町村が行う自殺対策への支援 ～市町村自殺対策計画の進捗管理支援 等

第4章 施策の推進

総合的な自殺対策を効果的に推進するため、基盤の強化を図りながら、一次予防(事前予防)、二次予防(自殺発生の危機対応)、三次予防(事後対応)の段階ごとに施策を展開する。

(1) 自殺対策を進めるための基盤の強化

- ア 自殺対策に係るネットワークの構築・運営
- イ 自殺の実態把握
- ウ 市町村支援や民間団体の活動支援

(2) 一次予防(事前予防)

- ア うつ病や自殺予防等に関する普及啓発
- イ 様々な職種や分野の方々を対象にした人材養成
- ウ 地域の見守りや居場所づくり

(3) 二次予防(自殺発生への危機対応)

- ア ハイリスク者の早期発見・早期対応
- イ 相談対応等による支援

(4) 三次予防(事後対応)

- ア 自殺未遂者の支援
- イ 自死遺族の支援等

第5章 推進体制等

「宮崎県自殺対策推進協議会」及び「宮崎県自殺対策推進本部」により、各施策を推進するとともに、施策の実施状況を評価・検証し、計画の適切な進行管理を図る。